

2019年7月17日
大王製紙株式会社

当社取締役に対する訴訟の控訴審勝訴に関するお知らせ

当社の2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行（以下「本件発行」といいます。）に関し、北越コーポレーション株式会社（以下「原告」といいます。）が当社取締役13名（訴訟提起当時）を被告として提起した損害賠償請求訴訟につきまして、本日、東京高等裁判所より、原告の控訴を棄却する判決が言い渡されましたので、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所および年月日

東京高等裁判所

2019年7月17日

2. 判決の内容

原告の控訴を棄却し、第一審判決が維持されました。

第一審判決の内容は、2018年9月20日付「[当社取締役に対する訴訟の全面勝訴判決に関するお知らせ](#)」記載のとおりです。

3. 訴訟の経緯

本件発行に関し、2015年12月15日付で、原告より、当時の当社取締役13名を被告として損害賠償請求訴訟が提起されましたが、2018年9月20日付で原告の請求を全て棄却する第一審判決が言い渡されました。その後、原告より、2018年10月4日付で第一審判決を不服として東京高等裁判所に控訴がなされておりました。

4. 今後の見通し

原告より上告された場合には、上告棄却を求めて引き続き適切に対応してまいります。

以上